

消防防災分野における情報化施策等の推進

防災情報室

政府においては、21世紀初頭に高度に情報化された行政（電子政府）の実現を目指しており、本年7月にはIT革命の恩恵をすべての国民が享受するための施策を総合的に推進するため、全閣僚を本部員とした「情報通信技術（IT）戦略本部」を設置しました。

一方、地方公共団体における情報化は、中央省庁と比べて特に市町村において遅れている現状にあります（情報基盤としてのパソコンの普及率で比較すれば、中央省庁の本省庁では1人1台が達成されているのに対し、都道府県では1.5人/台、市町村では3.4人/台となっている。）。さらに、地方公共団体の中でも消防防災部局においては、情報化の遅れが一層大きい現状にあります。

こうした現状を踏まえ、自治省としては、情報通信技術（IT）革命に対応した地方公共団体の情報化施策等に対して積極的に支援策を講ずるため、本年7月に自治大臣を本部長とする「地域IT推進本部」を設置し、消防防災部局を含む地方公共団体における情報化施策等の推進に関する基本的方向を指針として示していくとともに、自治省としての地域IT推進のためのアクション・プランを明らかにし、順次実行に移していくこととしています。

1. 指針の概要

去る8月28日に開催された地域IT推進本部会議（第2回）において、「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」が決定されました。その概要は、次のとおりです。

まず、基本的な考え方として、地方公共団体の電子化の実現と情報基盤の整備を基本とし、住民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供、社会・経済活動の活性化及び行政の簡素・効率化と透明性の確保に留意することとされました。

また、今後の課題と基本的方向として、インターネット等のネットワークを活用した行政の簡素・効率化と住民の利便性の向上、高度・多様化する住民ニーズへの対応のための行政の高度化、職員の能力開発及び地域における情報基盤整備が必要とされました。

さらに、庁内LAN、1人1台パソコンの共通基盤整備、地方公共団体間及び霞ヶ関WANと接続する総合行政ネットワークによる文書交換や統計情報等の共有化の実現、申請・届出等手続きのオンライン化の推進、消防防災分野における情報通信の高度化等地方公共団体において早急に取り組むべき事項が示されました。

2. 消防防災分野における情報化施策

指針では、消防防災分野において早急に取り組むべき事項として次の内容が示されました。

消防防災分野における情報通信の高度化等

消防防災業務は災害発生時には迅速、かつ的確に相当量の情報を送る必要があり、かつ情報通信が災害時において確実に機能するものでなければならない。

消防防災関係の情報通信システムは音声系を中心にしたものとなっているが、衛星通信、消防・救急無線等についてデジタル化を図る必要がある。これにより、画像・データ伝送、地理情報システム（GIS）の防災業務への活用等の利用を可能としていく必要がある。

また、衛星通信は大規模災害に強いという特性を有しており、今後その活用を一層進めていく必要がある。そこで、衛星系により全国の地方公共団体、消防機関を結ぶネットワークを早期に完成させるとともに、可搬型衛星地球局等の整備を進め、情報通信の機動的確保ができる体制を確保していく必要がある。この際、ヘリコプターテレビ電送システム等を活用した災害時における画像を含む情報の共有化を図る必要がある。さらに、消防庁が整備する防災情報システムの一層の活用による、防災情報の共有化も推進する必要がある。

また、消防防災部局においては、日常業務における情報機器の積極的な導入による情報基盤の整備を進めていくことが重要である。このもとで、例えば防災関係部局間での災害情報の交換・共有化が図れるシステムの整備、GISによる防災情報の蓄積等が可能となるシステムの整備を進める必要がある。また、地

方公共団体と住民との間の相互の情報収集・伝達をよりきめ細かく行うため、インターネットの消防防災業務への活用をより一層進めていく必要がある。

加えて、第一線の消防防災機関を含め情報化を円滑に推進していくためには、消防防災活動の特性に配慮した職員研修等による人材育成等の体制整備を推進していくことが重要であり、これを支援する機能の充実を図る必要がある。

この様に、消防防災分野の情報化に関するポイントは大きく2つ示されており、1つは複雑・多様化している災害に対し、より迅速・的確な消防防災活動を実施していくための情報通信の高度化及び大規模災害に対処していくための衛星系の活用であり、このためには消防・救急無線等のデジタル化や次世代地域衛星通信ネットワークへの対応を図ることが重要です。もう1つは、情報化が遅れがちな消防防災部局において、国及び地方公共団体の電子化に遅れることなく業務の効率化、行政サービスの向上等を実現していくための情報基盤の整備及び人材育成であり、組織間の情報格差（デジタル・デバイド）を生じさせることなく、全国の消防防災機関がIT革命に対応し、消防防災活動の特性に応じた情報化に取り組んでいくことが必要となります。

地域IT推進本部では、今後この指針の内容を踏まえ、地方公共団体における電子化施策や地域における情報化施策等を推進するための行動計画を策定することとしており、消防庁としても消防防災分野における情報化施策の推進に係る検討を進めていくこととしています。

伊豆諸島における火山活動・群発地震にかかるとの対応状況

防災課・震災対策指導室

三宅島の火山活動にかかるとの対応状況

1 火山の活動の状況

三宅島では、6月26日19時33分、噴火のおそれがあるとする緊急火山情報第1号」が発表されましたが、同月29日には、「陸域及び海面に影響を及ぼす噴火の可能性はほとんどなくなったと考えられる」旨の臨時火山情報が発表されました。

その後、7月8日に最初の噴火が確認され、その後、数回の噴火が起り、火山灰が島内を覆いました。

8月18日には、これまでで最大規模の噴火がおこり、噴石が山麓まで落下し、また、8月29日の噴火では火砕流の発生が確認されました。

8月31日の火山噴火予知連絡会では、次の見解が示されました。

「……当面は、8月18日及び29日と同程度かこれをやや上回る規模の噴火が繰り返される可能性があります。火砕流に警戒が必要です。特に、マグマが直接関与している場合は、将来、より強い火砕流になる可能性があります。

噴石、泥流、火山ガスに対する注意が必要です。

現段階では、山麓での噴火の可能性はありません。」

2 避難の状況

6月26日～27日	三宅村が、1,336世帯2,607人に対し避難勧告（29日に全面解除）
8月18日 17時25分	三宅村が、1,099世帯2,162人に対し避難勧告（21日に全面解除）
9月1日 12時45分	三宅村が災害関係及びライフライン等の要員を除く三宅村民を島外

に避難させることを決定

9月2日 7時00分 三宅村は防災、ライフライン関係要員を除き、住民の島外避難指示を発令

※ 9月2日から4日までに避難するよう指示

9月4日までに、住民の島外避難完了

※ 三宅村人口 3,855人（平成12年8月1日 住民基本台帳）

3 三宅村の災害救助法の適用状況

平成12年6月26日適用

4 地方公共団体における災害対策本部等の設置状況

- (1) 東京都 災害対策本部設置（8月29日11時00分）
- (2) 三宅村 災害対策本部設置（7月14日 9時00分）

5 消防庁・消防機関の対応

(1) 消防庁の対応

6月26日 19時33分消防庁次長を長とする消防庁災害対策本部設置（第2次応急体制）

29日 19時00分消防庁災害対策室へ切替（第1次応急体制）

8月29日 11時00分消防庁次長を長とする消防庁災害対策本部設置（第2次応急体制）

31日 三宅島に要員1名を派遣

9月1日 三宅島政府現地対策チームに防災課長を派遣

(2) 消防機関の対応

① 現地消防本部（9月10日現在）

ア 配備状況

・三宅村消防本部の消防職員3名
消防団員5名

イ 活動状況

- ・住民の避難誘導等を実施
- ・島内各戸を回り、避難もれ等を確認

② 現在の消防応援の状況

東京消防庁から6隊30名（耐熱救援車、救助工作車等）を派遣し、救急搬送等を実施。9月10日現在、6隊10名が活動中。

また、東京消防庁消防ヘリコプターを随時運用し、要介護者の搬送等を実施。

6 島内残留者とその安全対策（9月10日現在）

島内に防災、ライフライン関係要員241人が残留し、ライフラインの機能維持等に努める。

（安全対策）

- ・発電所職員、消防、警察など一部の島内当直者を除き、ホテルシップに宿泊（夜間は沖合で待機）
- ・ヘリ、三宅島測候所で火山を監視する中で、島内での作業を実施（行動計画を前日までに提出）
- ・火砕流等の危険発生時には、防災行政無線で島内作業者に避難を伝達
- ・一時的な避難場所は、島内の堅固な建物（55ヶ所、調査中）、コンテナ等
- ・泥流対策として島内の20ヶ所の沢にワイヤーセンサー、土のう等を設置



8月18日 雄山から再噴火した三宅島

伊豆諸島における群発地震にかかる対応状況等

1 地震の発生状況

平成12年6月26日から新島・神津島近海及び三宅島近海を震源とする地震が発生し、6月26日から9月3日までの有感地震の回数は13,823回を数え、そのうち震度5強以上の地震回数は13回発生しています。(気象庁地震

2 主な地震の概要(震度5強以上を観測したもの)

平成12年9月3日現在

	月日	時刻	震央地名	深さ	M	各地の震度
①	7月1日(土)	16:02	新島・神津島近海	15km	6.4	神津島村6弱
②	9日(日)	3:57	新島・神津島近海	10km	6.1	神津島村6弱
③	15日(土)	10:30	新島・神津島近海	10km	6.3	新島村6弱
④	20日(日)	2:32	新島・神津島近海	ごく浅い	4.9	新島村(式根島)5強
⑤	24日(月)	6:52	新島・神津島近海	ごく浅い	5.5	新島村(式根島)5強
⑥	27日(木)	10:49	三宅島近海	ごく浅い	5.6	新島村5強
⑦	30日(日)	9:18	三宅島近海	10km	5.8	三宅村5強
⑧	30日(日)	21:25	三宅島近海	10km	6.4	三宅村6弱
⑨	30日(日)	21:48	三宅島近海	10km	5.7	三宅村5強
⑩	8月3日(木)	17:00	新島・神津島近海	10km	4.7	新島村(式根島)5強
⑪	3日(木)	22:18	新島・神津島近海	ごく浅い	5.1	新島村(式根島)5強
⑫	18日(月)	10:52	新島・神津島近海	10km	5.7	新島村(式根島)6弱
⑬	18日(月)	12:49	新島・神津島近海	10km	4.9	新島村(式根島)6弱

※各地震の震源要素は速報値となっています。

3 主な被害の状況

- (1) 人的被害
- 三宅村 負傷者 1名
 - 神津島村 男性1名死亡
 - 新島村 負傷者14名
- (2) 物的被害
- 三宅村 住家一部破損20棟、道路10箇所、崖崩れ27箇所
 - 神津島村 住家一部破損21棟、道路23箇所、崖崩れ53箇所
 - 新島村 住家一部破損79棟、道路18箇所、崖崩れ34箇所

※被害については速報値となっています。

4 避難の状況(平成12年9月3日現在)

神津島村 14世帯34名
(ピーク時285世帯853名)

火山部調べ)

震度6弱を記録する地震が、神津島村及び式根島(新島村)でそれぞれ2回ずつ、新島村及び三宅村で1回ずつ発生し、人的・物的被害が発生しています。

7月1日～9月3日までの新島・神津島近海及び三宅島近海を震源とする地震への対応状況は以下のとおりです。

新島村 9世帯20名
(ピーク時137世帯413名)

5 災害救助法の適用状況

- (1) 神津島村
平成12年7月1日適用
- (2) 新島村
平成12年7月15日適用

6 地方公共団体における災害対策本部等の設置状況

- (1) 新島村 災害対策本部設置(7月11日地震多発により設置)
- (2) 神津島村 災害対策本部設置(7月1日の地震から継続)
- (3) 利島村 災害対策本部設置(7月15日)
- (4) 御蔵島 2備配備(7月30日～31日)

7 消防庁・消防機関の対応

- (1) 消防庁の対応
6月29日から災害対策室を設置すると

もに、震度6弱以上の地震発生時には、消防庁長官を長とする災害対策本部を設置し、被害状況等の収集、関係地方公共団体との連絡調整を実施した。

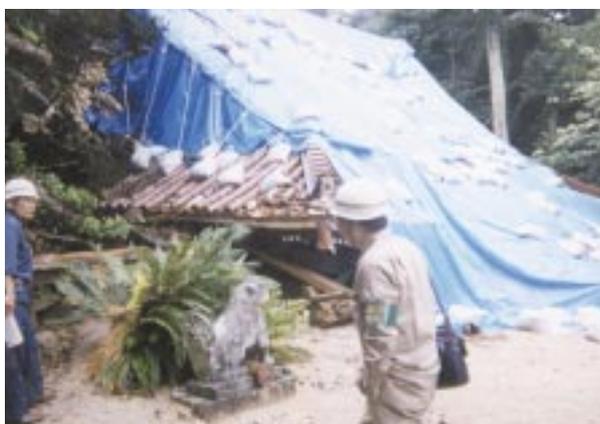
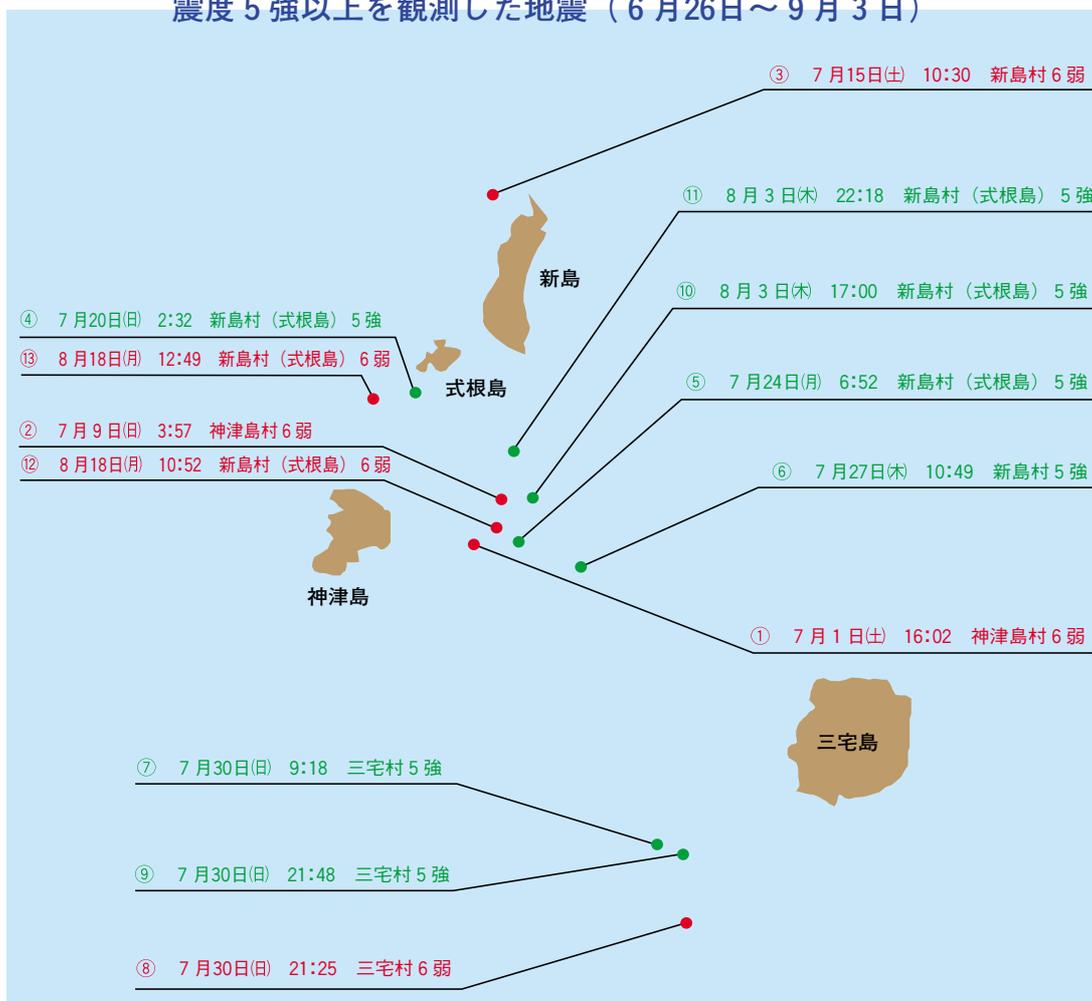
(2) 消防機関等の対応

神津島村役場、新島村役場においては、

災害対策本部を設置し、住民に対して避難指示、避難勧告を実施し、地元消防団においては、住民の避難誘導を実施した。

なお、東京消防庁では、7月1日以降の地震時に職員を現地に派遣するなどの支援活動を実施した。

震度5強以上を観測した地震（6月26日～9月3日）



9月7日 地震と土砂崩れにより倒壊した神津島物忌奈命神社社殿



9月7日 裏山の崖崩れに見舞われ危険地域に指定された新島若郷小学校

有珠山の活動にかかる対応状況

防 災 課

有珠山の噴火活動は、今なお継続しているものの、8月11日、政府の有珠山噴火非常災害現地対策本部が閉鎖され、また、洞爺湖温泉街では営業が再開されるなど、地元伊達市、壮瞥町、虻田町では復興への取り組みが進められています。

これまでの有珠山の活動にかかる対応状況については次のとおりです。

1. 火山の状況

有珠山では、3月27日から地震が次第に増加し始めたことから、3月29日11時10分、数日以内に噴火の可能性が高いとする「緊急火山情報第1号」が発表されました。

3月31日13時10分頃、有珠山の西側山麓で噴火活動が始まり、翌4月1日11時30分すぎには、有珠山北西側にある金比羅山の西側山腹でも新たな噴火活動が始まりました。

その後、爆発は継続しているが、深部からのマグマの供給はほぼ停止しており、頻度、噴煙量は低下しています。また、西山西麓を中心とする地殻変動は長期的には鈍化しながら継続し、噴火活動に伴う火山性微動は消長を繰り返しながら継続しています。

2. 避難の状況

伊達市、壮瞥町、虻田町では、3月29日、住民に対し避難勧告を出しました。また、噴火の危険性が切迫したことから、同日18時30分に避難指示に切り替えられ、30日までには、伊達市、虻田町、壮瞥町の1市2町合わせて4,612世帯、10,545人の住民に避難指示が出されました。

3月31日、有珠山の西側山麓で噴火が始まったことから、急遽、これまで避難指示を出した地域以外についても、新たに2,087世帯、4,722人に避難指示が出されました。これにより、伊達市、虻田町、壮瞥町を合わせた地元1市2町の避難指示の対象世帯数は6,699世帯、避難対象住民数は15,267人にのぼり、今回の噴火活動に伴うこれまでの経過の中で、最大の規模になりました。

その後、山頂部の大規模噴火に移行することを示す現象は見られないこと等を踏まえ、避難指示地域の一部解除が段階的に行われており、伊達市では4月13日に、壮瞥町では5月12日に、それぞれ市内、町内の避難指示地区のうち居住地域については全地区が解除となりました。

8月25日の時点で、避難指示の対象となっているのは、虻田町の202世帯、378人となっています。

3. 避難住民の短時間帰宅について

避難指示が出されてから間もなく、住民から避難指示区域内への一時帰宅の要望等が強く出され、4月8日以降、安全が確保されることを前提とし、住民の一時帰宅を実施することとなりました。これは、ヘリコプターによる上空からの監視や各種観測機器の監視を行うなかで、消防、警察等が住民の誘導等により実施されたものであり、地元の消防本部、消防団、応援消防隊が連携して対応しました。

この時間帰宅を実施するにあたり、危険度により、カテゴリⅠ、Ⅱ、Ⅲの3つの地域にわけ、カテゴリⅠでは30分間の超短時間

帰宅を、Ⅱ、Ⅲでは数時間の一時帰宅を実施しました。

4. 消防の活動状況

(1) 消防機関の配備状況

有珠山周辺は、伊達市消防本部と西胆振消防組合消防本部が分担しているが、地元の両消防本部の保有する体制（41隊136名）だけでは対応に不足する事態も想定されたことから、地元消防本部を応援するため、北海道内の他の消防本部からの応援、緊急消防援助隊の派遣及び広域航空応援が行われました。

— 応援の最大時（4月16日）の体制 —

北海道内からの応援	77隊	238人
北海道以外からの応援(緊急消防援助隊)	14隊	58人
	(耐熱装甲型救助者2台を含む。)	
ヘリコプター	4機	体制

(2) 消防の活動

地元消防職団員及び消防応援部隊は、住民の避難誘導、避難住民の短時間帰宅の支援等の活動に携わるとともに、救急隊については、避難所等への待機又は巡回により避難者の急病人の搬送を行いました。また、消防・防災航空隊は、情報収集等を行った。

また、横浜市耐熱装甲型救助車が、3月31日18時過ぎ、洞爺湖温泉地区で逃げ遅れていた住民1名を無事救助しました。

(3) 非常時の出動体制

今後、火山活動に大きな変化が生じた場合など、消防の応援が必要とされる場合には、概ね3時間以内に噴火以来最大規模の消防部隊が、概ね1時間以内にその半分の規模の消防部隊が現地に配備できるよう各消防本部において出動体制を整えています。

緊急時に道内から参集する部隊数（経過時間ごと）

経過時間	応援部隊	地元部隊	合計部隊数	最大規模時対比
1時間以内	21隊	41隊	62隊	46%
2時間以内	48隊		89隊	65%
3時間以内	80隊		121隊	89%
4時間以内	106隊		147隊	108%
6時間以内	123隊		164隊	121%



8月11日 現地対策本部の看板を降ろす蓮実進
本部長（国土総括政務次官）中央



噴煙を上げ続ける金比羅火口（虻田町）



金比羅火口近くの西山団地（虻田町）



9月8日 有珠山噴火災害対応に関する報告を受ける鈴木正明消防庁長官（中央）
写真左から 菊谷秀吉伊達市長、小笠原紘一北海道胆振支庁長、長崎良夫虻田町長、
山中漠杜警町長